

収支報告書の記入上特に注意していただく点について

- (1) 収支報告書は、同一の様式が3枚連続でつづられておりますので、それぞれに必要事項を記載し、3部作成し、提出してください。
(うち1部は受付印を押印の上、お返しします。)

なお、同封してある「第14号様式（第8条関係）（その1）」〔政治団体名称等を記載したもの〕について、記載内容に誤りがないか確認をしてください。記載内容に誤りがなく、また届出事項に異動がない場合は、当該書類を様式中の「第14号様式（第8条関係）（その1）」に代えて、こちらを御使用ください。

- (2) 住所については、次のとおり記載してください。

- ① 府内の場合は、市は市名から、町村は郡名から書き始めること。

(例) 大阪府中央区大手前2丁目1番22号
泉南郡岬町深日2000-1

- ② 府外の場合は、都道府県名から書き始めること。

(例) 兵庫県神戸府中央区下山手通5丁目10-1
滋賀県大津市京町4丁目1番1号

- (3) 様式中「第14号様式（第8条関係）（その1）」の記載に当たっては、「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「□」については、12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合には「有」の「□」に「✓」を記入し、12月31日現在で資金管理団体として指定されていない場合には「無」の「□」に「✓」を記入してください。さらに**12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合は「資金管理団体の指定の有無」欄の「公職の種類」には、公職の種類と、その職にある者にあつては「現」に○印、候補者及び候補者となろうとする者にあつては「候」に○印を付けてください。また、選挙区において選挙される公職については当該選挙区名を記載してください。**

(例) 現職の場合：大阪府議会議員（現・候）
大阪府中央区選挙区

- (4) 「資金管理団体の指定の期間」欄については、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、**1月1日から12月31日までの間の一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合にその指定されていた期間を記載**してください。

- (5) 「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「□」については、12月31日現在で国会議員関係政治団体に該当する団体のみ該当する「□」に「✓」を記入してください。そして、「公職の種類等」には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「現」に○印、候補者及び候補者となろうとする者にあつては「候」に○印を付けてください。（選挙区名は不要です。）

(例) 候補者等の場合：衆議院議員（現・候）

(例) 現職の場合：参議院議員（現・候）

- (6) 「国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間」欄については、12月31日現在での国会議員関係政治団体の該当の有無にかかわらず、**1月1日から12月31日までの間の一部の期間のみ、国会議員関係政治団体に該当する場合に、該当していた期間を記載**してください。

- (7) 様式中、「寄附の内訳（その7）」、「寄附のうち寄附のあつせんによるものの内訳（その8）」の記載に当たっては、同一の者や団体等から同一年内に2回以上寄附があつた場合には、同一寄附者ごとに年月日順にまとめて記載してください。

政治団体の事務所等が無償で提供を受けている場合は、賃料相当分を時価に換算して「寄附の内訳」に記載してください。

(8) 様式中、「経常経費（人件費を除く。）の内訳（その14）」には、資金管理団体が、**資金管理団体として指定されていた期間（国会議員関係政治団体に該当していた期間を除く。）**に行った人件費以外の経常経費に係る支出のうち、**1件5万円以上の支出**について、その内訳を記載し、**1件5万円未満の支出**は、その合計金額を一括して「その他の支出」の欄に記載してください。

また、**国会議員関係政治団体に該当する期間**に行った人件費以外の経常経費に係る支出については、**1件1万円を超える支出**について、その内訳を記載し、**1件1万円以下の支出**は、その合計金額を一括して「その他の支出」の欄に記載してください。

(9) 様式中、「政治活動費の内訳（その15）」には、**国会議員関係政治団体に該当していた期間**に行った支出にあつては、**1万円を超える支出**について、その内訳を記載し、**1件1万円以下の支出**は、その合計額を「その他の支出」の欄に記載してください。

また、**国会議員関係政治団体に該当しない団体の支出又は国会議員関係政治団体に該当していなかった期間**に行った支出にあつては、**1件5万円以上の支出**について、その内訳を記載し、**1件5万円未満の支出**は、その合計金額を一括して「その他の支出」の欄に記載してください。

なお、1件5万円以上の支出（**国会議員関係政治団体に該当していた期間**に行った支出にあつては1万円を超える支出。前記(8)にかかるものを含む。）には、必ず領収書の写し（**当該領収書を複写機により日本産業規格A列4番の用紙（A4用紙）に複写したものに限る。**）を添付してください。未発行などの理由により、領収書の写しが添付できない場合は、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（第15号様式）」に必要事項を記載して提出してください。

また、金融機関への振込みによる支出については「領収書等を徴し難かった支出の明細書（第15号様式）」又は「振込明細書に係る支出目的書（第16号様式）」のいずれかに必要事項を記載して、金融機関が作成した振込明細書の写し（**当該振込明細書を複写機によりA4用**

紙に複写したものに限る。）を添付のうえ提出してください（なお、金融機関が作成した振込明細書に支出の目的が記載されているときは、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（第15号様式）」又は「振込明細書に係る支出目的書（第16号様式）」に必要事項を記載する必要はありません。）

事務所等を受託して提供を受けている場合は「寄附の内訳（その7）」に記載した賃料相当額と同じ金額を「政治活動費の内訳（その15）」に「その他の経費」として記載するとともに、その額が5万円以上の（**国会議員関係政治団体に該当していた期間に提供を受けたものにあつては1万円を超える**）場合は「領収書等を徴し難かった支出の明細書（第15号様式）」にも必要事項を記載してください。

(10) 様式中、「不動産の利用の現況（その19）」には、資金管理団体が不動産を所有する場合に必要事項を記載してください。

(11) **国会議員関係政治団体（1月1日から12月31日までの一部の期間のみ国会議員関係政治団体に該当していたものを含む。）**については、登録政治資金監査人による政治資金監査を受け、その結果作成される**政治資金監査報告書を併せて提出してください。**

(12) 政党交付金を受けている政党支部については、以下のことに御留意ください。

① 当収支報告書は、政党交付金に係る収入・支出を包含した内容です。

したがって、収入が政党交付金のみである場合は、政党交付金に係る「使途等報告書」と内容が同一となります。

② 支部基金については、当収支報告書では「基金」という概念の記載項目がないため、預貯金と同じ扱いとなり、例えば「預金利子」等として報告することとなります。